

## コンサル・委託業務に係る競争入札への最低制限価格の適用について

綾瀬市では、平成27年4月以降に実施するコンサル及び一般委託業務に係る競争入札案件の一部について、平均額型の最低制限価格を設定いたします。案件ごとの最低制限価格適用の有無については、入札公告等に記載いたしますので、入札参加の際には入札公告の記載内容に十分注意してください。

### 1 対象

コンサル及び一般委託業務に係る競争入札案件の一部に適用します。なお、開札時に予定価格以下の入札者が5者に満たなかった場合は、最低制限価格の設定を行いません。

### 2 算出方法

最低制限価格は、次式により算出します。

なお、「入札書記載金額の平均額」の算出は、予定価格を超過した入札を除いて行います。

$$\text{最低制限価格(税抜き)} = \text{入札書記載金額の平均額} \times 0.80 \text{ (千円未満切捨て)}$$

(単価契約は、1円未満切捨て)

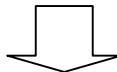
## (参考)

### 最低制限価格を設定する案件の計算例

**予定価格 1,000万円 (税抜き)**  
(開札結果) A者 1,030万円 (予定価格超過)

B者	980万円
C者	930万円
D者	890万円
E者	790万円
F者	680万円
G者	650万円

最低制限価格を設定しない場合  
**落札者 G者 650万円**  
\*金額のみで判断



【平均の80%を最低制限価格とします。】

**予定価格 1,000万円**  
・平均 820万円 (6者)  
(平均額の算定にA者は含まない。)

・**最低制限価格 656万円**  
 $820 \text{万円} \times 80\% = 656 \text{万円}$

⇒ **落札者 F者 (680万円)**  
(G者は最低制限価格未満)

予定価格以下の入札者が5者未満の場合は、最低制限価格を設定しません。

実際の予定価格、最低制限価格、落札額には、消費税及び地方消費税相当額を加算します。